

○垂井町広告掲載取扱要綱

平成19年9月28日

告示第56号

改正 平成24年3月30日告示第20号

平成24年8月22日告示第66号

平成25年12月18日告示第99号

平成27年8月5日告示第84号

平成30年6月8日告示第92号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 町の資産への広告掲載は、民間企業等との協働により、町の新たな財源を確保し、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告媒体)

第3条 町の資産のうち広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 広報たらい
- (2) 町ホームページ
- (3) 巡回バス

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 町の資産の目的、公共性又は品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動又は選挙運動に関するもの
- (4) 宗教活動に関するもの
- (5) 意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (6) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第

122号) 第2条に規定する営業に関するもの

- (8) 人権侵害、差別若しくは名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (10) 町税を滞納している者の広告
- (11) 町が推奨しているかのような表現を含むもの又は町の広告の一部であるかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (12) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの
(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、次のとおりとする。

- (1) 広報たるい 1か月を単位とし、4月号掲載分までの連続する12か月以内
- (2) 町ホームページ 1か月を単位とし、年度内における連続する12か月以内
- (3) 巡回バス 1か月を単位とし、年度末までの連続する12か月以内
(広告の募集方法)

第6条 広告掲載の募集は、広報たるい、町ホームページ等により行うものとする。

(広告の掲載申請)

第7条 広告掲載を希望するもの(以下「広告掲載申請者」という。)は、広告掲載申請書(別記様式第1号)に原稿を添えて町長に提出するものとする。

(広告の掲載決定)

第8条 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載申請者に、その結果を広告掲載決定通知書(別記様式第2号)又は広告非掲載決定通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(広告掲載の選定基準)

第9条 広告媒体について、複数の申請があった場合は、次の順序で選定を行う。ただし、いずれの場合も同一の場合は、抽選により決定する。

- (1) 掲載申請期間が長いもの
- (2) 町内の事業者等
(広告掲載料金の納入)

第10条 広告掲載を決定されたもの（以下「広告主」という。）は、町長の指定する期日までに広告掲載料金を納入する。

（広告主の責任）

第11条 広告主は、広告内容に関しすべての責任を負う。

（広告内容の変更）

第12条 町長は、広告の内容が各種法令に違反しているとき若しくはそのおそれがあるとき又はこの要綱の規定に違反すると認めるときは、広告主に対して広告の内容の変更を求めるものとする。

（広告掲載の取消し）

第13条 町長は、次の各号に該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

（1）虚偽の申請を行ったとき。

（2）広告掲載の決定があった後に、第4条の規定に該当することが明らかになったとき。

（3）町長が指定する期日までに広告掲載料金を納入しなかったとき。

（4）前条の規定による内容の変更の求めに応じなかったとき。

（広告掲載の取下げ）

第14条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、広告掲載取下申出書（別記様式第4号）により町長に申し出なければならない。

（広告掲載料金の還付）

第15条 広告主の責に帰さない事由により広告の掲載ができなくなったときは、納入済の広告掲載料金を広告主に還付する。

（広告掲載に関するその他の事項）

第16条 町長は、広告のデザイン及び内容について、広告媒体のイメージを損なうことのないよう広告主と調整することができる。

（広報たるいの広告掲載位置）

第17条 広報たるいの広告の掲載位置は、町長が指定する。

（広報たるいの広告枠数）

第18条 広報たるいの広告掲載枠数は、1月につき16枠までとする。ただし、

町長が認めたときは、掲載枠を増枠することができる。

(広報たるいの広告掲載規格)

第19条 広報たるいの1枠当たりの広告掲載規格は、次のとおりとする。

(1) 縦4.5センチメートル

(2) 横8.5センチメートル

(広報たるいの広告掲載料金)

第20条 広報たるいの広告掲載料金は、1枠1回につき6,000円とする。

(町ホームページの広告)

第21条 町ホームページに掲載する広告は、広告主が設置する公式サイト(以下「広告主公式サイト」という。)にリンクするバナー広告とする。

2 バナー広告のリンク先である広告主公式サイトについても、第4条の規定を適用する。

(町ホームページの広告掲載位置)

第22条 前条第1項の広告掲載位置は、町ホームページのトップページにおいて町長が指定する。

(町ホームページの広告枠数)

第23条 町ホームページの広告枠数は、10枠とする。

(町ホームページの広告掲載規格)

第24条 町ホームページの1枠当たりの広告掲載規格は、次のとおりとする。

(1) 縦45ピクセル

(2) 横135ピクセル

(3) 5キロバイト以内

(4) GIF(アニメーション不可)又はJPEG形式

(町ホームページの広告掲載料金)

第25条 町ホームページの広告掲載料金は、1枠1月につき8,000円とする。

(バナー広告のリンク先の変更)

第26条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに、町長にバナー広告リンク先変更届(別記様式第5号)を提出するものとする。

(巡回バスの広告)

第27条 巡回バスに掲載する広告は、特殊フィルム、マグネットシート等車体

を傷つけずはく離が可能なものとし、広告主の負担において作成及び掲載する広告とする。

(巡回バスの広告掲載位置)

第28条 巡回バスの広告の掲載位置は、町長が指定する。

(巡回バスの広告枠数及び広告掲載規格)

第29条 巡回バスの1台当たりの広告枠数、広告掲載規格及び広告掲載料金は、次の表のとおりとする。

路線名	車両台数	枠数	掲載規格	掲載料金
垂井・岩手線	1	3	縦500mm×横1,000mm	1枠あたり1月 3,000円
		1	縦250mm×横1,000mm	
府中・東線	1	3	縦500mm×横1,000mm	
		1	縦250mm×横1,000mm	
垂井・宮代・ 表佐線	1	3	縦500mm×横1,000mm	
		1	縦250mm×横1,000mm	
栗原・表佐・ 東線	1	4	縦500mm×横1,000mm	

(審査機関)

第30条 広告の可否を審査するため、垂井町経営統合会議設置規程（平成22年垂井町訓令甲第5号）第1条に規定する垂井町経営統合会議（以下「統合会議」という。）を開くことができる。

2 統合会議は、広告掲載の可否に疑義が生じた場合又は必要に応じて招集する。

(委任)

第31条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第20号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の垂井町広告掲載取扱要綱の規定に基づいて決定された広告の掲載については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年8月22日告示第66号)

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月18日告示第99号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年8月5日告示第84号)

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

(巡回バスの広告掲載に関する経過措置)

第2条 この要綱による改正後の垂井町広告取扱要綱(以下「新要綱」という。)の規定による巡回バスの広告掲載の手続については、この要綱の施行の日前においても、新要綱の規定の例により、その手続を行うことができる。

附 則 (平成30年6月8日告示第92号)

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

別記
様式第1号(第7条関係)

年 月 日

垂井町長 様

申請者
所在地
名称
代表者

広 告 掲 載 申 請 書

垂井町広告掲載取扱要綱第7条の規定に基づき、次のとおり広告の掲載について、原稿を添えて申請します。

記

広 告 の 種 類	広報たるい・町ホームページ・巡回バス ()		
原 稿	別添のとおり		
掲 載 希 望 期 間	広報たるい広告掲載期間：	年 月号～	年 月号
	バナー広告掲載期間：	年 月～	年 月
	巡回バス広告掲載期間：	年 月～	年 月
リンク先のURL	http://		
担 当 者 氏 名			
連 絡 先	T E L		
	F A X		
そ の 他	申請にあたって、町税納付状況調査を行うことに同意します。		

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

様

垂井町長

広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、垂井町の資産への広告掲載につきましては、次のとおり掲載することを決定いたしましたので、垂井町広告掲載取扱要綱第8条の規定により通知します。

記

1 広告の種類 広報たるい・町ホームページ・巡回バス（ ）

(広報たるい広告掲載期間： 年 月号～ 年 月号)
(バナー広告掲載期間： 年 月 日～ 年 月 日)
(巡回バス広告掲載期間： 年 月 日～ 年 月 日)

2 広告掲載料金

(1) 広告掲載料金 円
(2) 納入期限 年 月 日までに、納入通知書により指定の場所でお支払いください。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

様

垂井町長

広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、垂井町の資産への広告掲載につきましては、次の事由により掲載できないことと決定しましたので、垂井町広告掲載取扱要綱第8条の規定により通知します。

記

1 申請のあった広告の種類 広報たるい・町ホームページ・巡回バス（ ）

2 掲載できない事由

様式第4号（第14条関係）

年 月 日

垂井町長 様

申請者
所在地
名称
代表者

広告掲載取下申出書

年 月 日付けで決定されました、垂井町の資産への広告掲載につきましては、次の事由により取り下げたいので、垂井町広告掲載取扱要綱第14条の規定により申し出ます。

記

- 1 決定通知年月日 年 月 日
- 2 広告の種類 広報たるい・町ホームページ・巡回バス（ ）
- 3 広告の期間
広報たるい広告掲載期間： 年 月号～ 年 月号
バナー広告掲載期間： 年 月～ 年 月
巡回バス広告掲載期間： 年 月～ 年 月
- 4 取り下げ年月日 年 月 日
- 5 取り下げ事由

様式第5号(第26条関係)

年 月 日

垂井町長 様

申請者
所在地
名称
代表者

バナー広告リンク先変更届

年 月 日付けで決定されました、垂井町の資産への広告掲載につきましては、バナー広告のリンク先が変更になりましたので、垂井町広告掲載取扱要綱第26条の規定により届出します。

記

- 1 決定通知年月日 年 月 日
- 2 広告の期間 年 月～ 年 月
- 3 変更内容

変更前のサイトのURL

http://_____

↓

変更後のサイトのURL

http://_____

別記様式第 1 号 (第 7 条関係)

様式第 2 号 (第 8 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

様式第 4 号 (第 14 条関係)

様式第 5 号 (第 26 条関係)